

家計調査等改善検討会（第 5 回）議事概要

- 1 日 時 平成24年 6 月21日（木）13:15 ～ 15:00
- 2 場 所 総務省統計局 6 階特別会議室
- 3 出席者
 委 員：廣松座長、伊藤委員、重川委員、永濱委員
 オブザーバー：日本銀行調査統計局、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付、内閣府
 経済社会総合研究所国民経済計算部
 総 務 省：福井統計局長、水上調査企画課長、吉岡消費統計課長、永島物価統計室長
- 4 議 題 (1) 家計調査等改善検討会の開催について
 (2) 平成 26 年全国消費実態調査について
 (3) その他
- 5 配布資料
- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 資料 1 | 家計調査等改善検討会の開催について |
| 別紙 | 家計調査等改善検討会の今後の検討スケジュール（案） |
| 資料 2 | 平成 21 年全国消費実態調査の概要 |
| 別紙 1 | 全国消費実態調査と家計調査との比較 |
| 別紙 2 | 平成 21 年全国消費実態調査の主な利用実績 |
| 資料 3 - 1 | 全国消費実態調査における協力依頼の状況 |
| 資料 3 - 2 | 前回調査答申の「今後の課題」への取組状況 |
| 資料 4 | 平成 26 年全国消費実態調査に係る主な検討課題 |
| 別紙 1 | 調査期間を 2 か月に短縮した場合の標本数（試算値）について |
| 別紙 2 | 準調査世帯における世帯属性の不詳率の推移 |
| 別紙 3 | 平成 21 年全国消費実態調査における市町村別結果について |
| 資料 5 - 1 | 全国単身世帯収支実態調査の概要 |
| 資料 5 - 2 | 全国単身世帯収支実態調査の位置づけ |
| 資料 5 - 3 | 全国消費実態調査の単身世帯調査におけるモニター調査導入のイメージ図 |
| 別紙 1 | 全国単身世帯収支実態調査の実施状況 |
| 別紙 2 | 平成 21 年全国消費実態調査における単身世帯の調査状況 |
| 資料 6 | 電子家計簿（オンライン調査）の主な枠組みについて |
| 別紙 1 | 平成 21 年全国消費実態調査におけるオンライン調査の実施状況 |
| 別紙 2 | 平成 21 年全国消費実態調査 オンライン調査に関するアンケート集計結果 |
| 参考 1 | 海外における家計調査の実施状況 |
| 参考 2 | 家計調査等改善検討会（第 4 回）議事概要 |

6 議事概要

(1) 議題(1)について、資料1に基づき、事務局から家計調査等改善検討会の開催スケジュールについて説明がなされ、了承された。

(2) 議題(2)について、資料2、資料3 - 1及び資料3 - 2に基づき、事務局から説明がなされた後、意見交換が行われた。

資料2については委員からの意見等は特になかった。資料3 - 1及び資料3 - 2についての主な意見は、以下のとおり。

(全国消費実態調査における協力依頼の状況について)

調査協力が困難な地域が分かれば今後の調査において参考になるのではないかと。準調査世帯の地域別のデータがあれば教えてほしい。

準調査世帯に関する地域別結果は、全国及び三大都市圏について公表している。1調査世帯当たりの協力依頼世帯数は、全国が2.2世帯、三大都市圏が2.4世帯となっており、三大都市圏の方が高くなっている。

(前回調査答申の「今後の課題」への取組状況について)

資産の個計化というより社会全体的なジェンダー統計の整備という観点では、男女別の結果を把握することに重要な意味がある。資産を捉えるデータはあまりないので、記入者負担の問題や全国消費実態調査で調査するべきかという役割分担の議論はあるかと思うが、検討願いたい。また、口座名義人と実際の資産の保有者が異なるという点はそのとおりだと思うが、法令上の所有者を示すという意味で名義は重要である。調査環境が厳しくなっているのは承知しているが、名義で捉えることも意味があると思う。住宅に関する調査事項の「住居の所有関係」についてだけでも、夫と妻のどちらの名義なのか把握できないか。

宝石・貴金属について、最近の個人消費の動向を見ると、売れ行きがよい。以前は、売れ行きが株価に連動していたが、最近は、従来の金融資産の代替財として高齢者を中心に売れている。可能であれば、調査項目として入れてほしい。

また、預金など他の項目もある中で、なぜ株式だけを国内・国外別に把握したいのか。

SNAの資産編が関係してくるのではないかと。国内総生産の推計に当たり、株式が国内か国外かで資産額が変わってくるので把握したいという趣旨ではないか。

なお、外貨建ての株式は、調査票には明記していないが、年収・貯蓄等調査票の「2貯蓄現在高について」の「(10) 上記(8)のうち外貨預金・外債」に含まれる。

この箇所に「株式」という文言を追加すればよいだけではないか。

調査票の文言を修正することも考えられる。なお、調査票には明記していないが、調査世帯に配布する「記入のしかた」には、外貨建て株式が「(10) 上記(8)のうち外貨預金・外債」に含まれる旨を記載している。

現在、統計委員会で進められている平成23年度統計法施行状況報告に関する審議の中で新たな課題が出てきた場合、本検討会において議論していきたい。

(3) 議題(2)について、資料4及び資料5 - 1から資料5 - 3までにに基づき、事務局から説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は、以下のとおり。

(市町村別結果について)

市町村別の結果については、統計的に信頼できる値とは思えない。集計しない方がよいのではないかと。何に使われているのか。

当方で把握している利活用事例はほとんどない。一部の市で標準生計費の算出に使用したり、ICT関連でパソコンの普及率を利用したりしているが、いずれも県庁市であり、小規模の市町村ではない。

個別の町村別の結果は使いにくいかもしれない。県内の北側、東側など、エリア別に集計すればいいのではないか。

利用者の意志決定をミスリードするだけでなく、明確に意味のない結果も出ていると思われる。市町村別結果の公表は、これまでの調査で行ってきた伝統があるとはいえ、考え直す時期に来ているのではないか。以前とは異なり、匿名データやオーダーメイド集計も可能になっており、これらも含めて検討する必要がある。

二次利用という観点から考えれば、匿名標本データの地域区分が2区分(3大都市圏、その他)しかなく、地域分析のために、もう少し細かい地域区分のニーズがあると思う。しかし、集計世帯数が1桁の市町村もあり、乗率を掛けてもバイアスが大きくなっている可能性がある。利用者が注意する必要があるという認識である。

(全国単身世帯収支実態調査(モニター調査)について)

モニター調査導入の各イメージ図について、それぞれの長所及び短所を教えてください。

全ての単身世帯をモニター調査にする方式は、統合集計の必要がないが、有意抽出における誤差の評価や推計方法が課題となる。全ての若年層をモニター調査にする方式は、名簿作成時に年齢を確認する事務が発生するとともに、調査を逃れるために世帯が年齢を偽る可能性も否定できない。

若年層については、前回調査で全国消費実態調査とモニター調査の比較・検証を行っている。同様に、高齢層も一度はモニター調査、全国消費実態調査の両方で実施して、結果を比較することが必要ではないか。一気に全てをモニター調査にする方式は、危険である。

モニター調査の対象を60歳未満とする年齢基準の妥当性についても検討が必要である。抽出方法の違いによる調査結果の差について、調査後の事後的検証が必要になると考えられる。全ての単身世帯をモニター調査にした場合、検証のための再調査が別途必要になるのではないか。こうした点を考慮すると、最初から一部の世帯を全国消費実態調査で実施する方がよいのではないか。

若年層及び高齢層ともに全国消費実態調査及びモニター調査の両方で実施する方式の場合、全国消費実態調査では高齢者しか調査協力が得られず、モニター調査では高齢者のモニターがないことから、結果として、高齢層を全国消費実態調査で、若年層をモニター調査で調査する方式になってしまうという事態を恐れている。現在の調査環境では、若年男性の消費が十分に把握できておらず、どのような形で実施するかご議論いただきたい。

(調査期間の短縮について)

記入者負担を考えると、調査期間を2か月に短縮して対象世帯を増やすことは現実的ではないと考える。

調査期間が2か月か3か月かということだけでなく、どの2か月に調査を実施するかという議論もあると思う。季節性や連休の状況から、9月と11月では消費の内容も異なるのではないか。これまで宇南山委員が主張されているように、2か月協力してくれる世帯は、3か月協力してくれると思う。前回調査と比較するという継続性の点からも、調査期間は3か月とする方がよい。

全国消費実態調査を全国結果というマクロで用いる立場としては、今まで調査してきた内容を継続することも念頭に置いて検討してもらいたい。新しい項目を追加すれば、何かしら項目が廃止されることになり、時系列比較に影響が出る。調査期間の短縮についても、調査結果に何らかの影響を及ぼすのであれば、継続性を失うという点では同じである。また、追加項目によってはプライバシーの問題等、記入者負担の増加にもなる。

以前からある調査事項については、できるだけ踏襲する方針である。その中で、前回調査では、トピックスとしてエネルギー消費に関する特別集計結果を公表した。次回調査においてトピックスとして取り上げるべき事項は何かということも含めてご検

討いたきたい。

資料4の別紙1は、結果精度を前回並みに維持するという仮定の下で、調査期間を2か月にした場合の標本規模であり、前回並みを前提としない場合は、結果精度がどの程度悪くなるかを示している。結果精度の許容範囲は、価値判断でもあることから、本検討会でもご議論いたしたい。

- (4) 議題(2)について、資料6に基づき、事務局から説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は、以下のとおり。

オンライン調査は若年層に効果的だと考えていたが、別紙2表5を見ると、「インターネットによる回答に興味があったから」という回答は、むしろ高齢層の方が多いことが分かる。オンライン調査は若年層に限らず全年齢で推進していくのか。

そのとおり。

平成21年調査では、モニター調査の対象世帯は、オンライン調査の対象だったのか。また、次回調査では対象とするのか。

平成21年調査ではオンライン調査の対象外であったが、次回調査では対象とすることを検討する。

当面の検討課題に、「電子家計簿と冊子家計簿の差を比較検証する」とあるが、記入方法によって入力の手やすさが異なる可能性もあると思うので、併せて検討願いたい。

電子家計簿の場合、調査員と直接対面しないことから、逆に記入しやすい品目もあるのではないかと考えている。

民間事業者から、個別世帯の品目ごとのデータを購入することは難しいと考えられることから、家計調査の費目別のような大まかな分類で、比較することを考えている。

なお、平成21年全国消費実態調査の紙の調査票は、保存期間を過ぎており廃棄していることから、改めて格付を行い分類することはできないが、既に格付がされている電磁的記録には、世帯が紙と電子のどちらで回答したかという情報はある。

別紙2図9を見ると、提出用ファイルの作成・送信時の操作がスムーズに進まなかったという回答が多いことから、こうした点を解消できるようなシステム設計にしたい。また、良いか悪いかは別として、オンライン調査では項目を埋めないと次に進めないという設計にして、調査票への未記入を減らすことも可能ではないか。昨今の普及度を考慮して、スマートフォンの利用も検討してみてもどうか。

- (5) 今後は事務局において更に検討を進め、次回の検討会を10月に開催することとされた。

以上